

パブコメを開始、9年1月から適用

国税庁は9月18日、令和8年度税制改正大綱で示されていた貸付用不動産の評価方法の見直しに必要となる新たな通達案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を開始した。通達案の名称は「貸付用不動産の評価について」の法令解釈通達（案）で、パブコメの締切は10月18日。見直しは9年1月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価に適用する。

貸付用不動産の評価方法見直しで通達案

新設される評価は、①課税時期前5年以内に取得等された貸付用不動産の評価と、②不動産特定共同事業等により小口化された貸付用不動産の評価の二つ。通達案で貸付用不動産とは、その全部もしくは一部が借家権の目的となっている家屋（家屋とともに賃貸されている附属設備または構築物を含む）またはその家屋の敷地の用に供されている宅地もしくは宅地の上に存する権利（宅地または当該権利とともに賃貸されている土地等を含められる場合には、土地等はその土地等の取得価額に地価変動率を乗じた金額、家屋等は家屋等の取得価額からその家屋等の取得の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額または減価の額を控除した金額の100分の80に相当する金額で評価することができるとしている。地価変動率の説明や算式等も通達案に掲載されている。

相続等により取得された貸付用不動産に係る土地等または家屋等の取得価額がその取得等上弊害がない限り、貸付用不動産に係る土地等または家屋等が8年

KSK2移行

署からのお尋ねに「Web回答」が可能

メッセージボックスからなど3パターン

国税庁は9月24日、国税システムを更改し、KSK（国税総合管理）システムからKSK2に移行した。これに伴い、申告書や納付書等の様式が変わっており、同庁では、システム更改に伴う変更点などを周知している。また、税務署から

の問い合わせに対してWeb上で回答できる「Web回答」機能が実装されている。Web回答は、国税署からのお尋ね（電子もしくは書面）について、Web上で回答できる機能。国税署からのお尋ねに対してWeb回答する方法は次の三つの

中を予定する通達制定日までに、同日以前5年以内取得された土地等以外のものおよび同日以前5年以内に相続等により取得された土地等（新築された家屋等（同日において建築中のものを含む））といった所定のケースに該当する場合は対象から除かれる。このほか、財産評価基本通達185（純資産価額）に定める評価をする場合には、本項の適用はない

贈与税関係で閲覧情報追加

マイページ 相続時精算課税適用状況など

国税庁は9月24日、e-Taxのマイページにおける贈与税関係の情報に、①更正・決定の通知情報、②相続時精算課税適用状況、③書面申告提出状況を追加した。これらの情報は、令和8年10月19日

次号の予告
10月12日号では、「大蔵財務協会創立90周年記念特集」を掲載する予定です。

回答フォーマットに沿って回答できるほか、必要に応じてファイルを送付することが可能となっている。

の窓口での各種手続きにしている。電話番号の登録がない場合は、税務署から連絡できず、手続きを進めることができないとしている。

税のしるべ電子版

読みたい記事がすぐに見つかる
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版
電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号 (財協ビル)

●信頼いただける財協の税務関係図書●

令和8年版 3月申告用 所得税 確定申告ハンドブック 佐藤和助 著 ▼A5判・400頁・定価2200円(税込)	令和8年版 第2版 国際取引における消費税 齋藤文雄 著 ▼A5判・830頁・定価4840円(税込)	改訂版 税金と事業承継対策 オナーナ社長のための 渡邊正則 著 ▼四六判・450頁・定価2750円(税込)	令和8年版 Q&A実務国税徴収法 黒坂昭一・栗谷桂一 共著 ▼A5判・390頁・定価2970円(税込)	令和8年版 5訂版 非上場株式等の評価Q&A 中村慈美 著 ▼B5判・580頁・定価3630円(税込)	令和8年版 図解 組織再編税制 中村慈美 監修／曙橋税法研究会 編著 ▼B5判・550頁・定価3630円(税込)	令和8年版 図解 中小企業税制 黒坂昭一・日野雅彦・栗谷桂一 編著 ▼B5判・680頁・定価3630円(税込)	令和8年版 図解 国税通則法 税理士桜友会 編著 ▼B5判・250頁・定価2970円(税込)	令和8年版 税務署に聞く前に読む 税務Q&A 増尾裕之・樺手一彰 共編 ▼A5判・400頁・定価3080円(税込)	令和8年版 問答式 農業所得の税務 関原教雄 著 ▼A5判・260頁・定価2640円(税込)	路線価ができるまで 評価通達と不動産鑑定評価における時価の考察
---	--	--	---	---	--	---	--	---	--	---

残余利益方式と現行を比較した試算示す

取引相場のない株式の評価見直し

国税庁は9月16日に開催した取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(座長＝佐藤英明慶応大学大学院教授)の第6回会合で同庁が一般の評価会社の原則的な単一評価方式としての採用を想定する残余利益方式を適用した場合と現行の評価額とを比較した試算を示した。残余利益方式における加算期間は5年、期待収益率に当たる還元率は8%に仮定した上で、評価の安全性等に配慮して設定するしんしゃく率を1.0、0.9、0.8、0.7として比較。その結果、しんしゃく率が0.8だと全体の48.6%で、0.7だと同57.3%で現行の申告評価額以下となった。逆にいえば、その割合以外は申告評価額が上がることになる。

しんしゃく率0.7
4割超が現行より評価額上昇
大会社の場合は7割超

残余利益方式では、直前期末の簿価純資産に将来数年分の予測利益を加算し、しんしゃく率を乗じて評価額を算出する。予測利益を加算する将来数年分については5年程度が提案されており、還元率やしんしゃく率は次の割合で議論する予定となっている。国税庁が示した試算

の内容は表のとおり。令和2年分から5年分の相統税および贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から無作為に抽出した評価会社のうち、類似業種比準価額および純資産価額の両方を算出している評価会社(対象1378社)について調べた。算定に当た

残余利益方式の加算期間を5年、還元率8%とした場合の評価水準

現行の申告評価額以下となる会社の割合(%)

区分		現行 評価額	残余利益方式（還元率8％）			
			しんしゃく率			
			1.0	0.9	0.8	0.7
評価額	全体	—	33.1％	40.2％	48.6％	57.3％
	大会社	—	16.4％	21.1％	24.2％	28.1％
	中会社	—	26.5％	33.5％	42.2％	50.9％
	小会社	—	50.7％	58.6％	67.9％	78.4％

10月からビール系飲料の税率が統一された。ビールは下がり、いわゆる発泡酒や新ジャンルと呼ばれるものは上がった。税率が変わらないのであれば、発泡酒や新ジャンルは存在意義を見出しにくくなる。メーカー各社は多くの商品をビールへとリニューアルした★平成6年にサントリーが「ホップス」を発売し、低税率の発泡酒というジャンルが確立された。それから30年以上。当局とメーカーとの「いたちごっこ」の歴史も幕を閉じる★現在、国税庁が設置した有識者会議が非上場株式の評価の見直しを検討している。同庁は租税回避スキームの横行等を理由に会社の規模別区分を廃止し、幅広い会社を共通の方式で評価したい考えを示している。ビール系飲料の税率も非上場株式の評価も、根底にある問題は変わらないように思う。(2)

育成就労外国人の給与の課税関係で文書回答

所得税、源泉徴収の対象に

国税庁はこのほど、厚生労働省等から照会があった「育成就労外国人が育成就労実施者から支払を受ける給与の課税関係について」の文書回答を公表した。令和9年4月1日から、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(育成就労

法)に基づく育成就労成就労実施者)との雇用契約(本件制度)の運用が開始されることに伴うもので、同庁では、照会の事実が前提なら、意見のとおりで差し替えない旨回答している。

本件制度により日本に在留することとなる外国人(育成就労外国人)は受入れ機関(育成就労実施者)との雇用契約に基づき、育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事し、給与の支払を受けることになる。

所得税法上、居住者が雇用契約に基づき給与の支払を受ける場合、その給与の収入金額については給与所得額として課税対象となる

一方、わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約(租税条約)の中には、個人が「専ら訓練を受ける」者に該当する場合には、一定の要件の下で、わが国で支払われる給与に係る所得税を免除する規定を有しているものがある。

本件制度は特定技能1号水準の技術を有する人材を育成することに従事し、その対価として給与の支払を受け、帰国を前提とする要件等を撤廃するなど、技能実習制度と本件制度とは制度のあり方が異なっている。そこで同省等は、育成就労外国人は、人手不足分野における人材確保をも目的とした本件制度によりわが国に在留する者であり、育成就労実施者との雇用契約に基づき、育成就労産業分野に属する幅広い技能を要する業務に従事し、その対価として給与の支払を受け、帰国を前提とすることが予定されているため、原則として、租税条約で定める「専ら訓練を受ける」者となるものと考えられるとして事前照会していた。

また、注意事項として、将来的にすべてのPCdeskにおける手続きをPCdesk(WEB版)に一本化することを掲げ、今回のシステム更改に伴い、PCdesk(DL版)からPCdesk(WEB版)に機能を集約したとしており、これまでPCdesk(DL版)で利用していた一部機能(納税や代理行為の一部など)については、システム更改後は、PCdesk(WEB版)からのみの利用となるとしている。

HSK

ホクト商事株式会社

本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777

中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255

関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417

関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071

北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011

九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

日本酒

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。
●妊娠中や授乳期の飲酒は控えましょう。

三浦酒造株式会社
青森県弘前市大字
石渡五丁目一番地の一
0172-21577

北国津軽の手作り蔵

豊丞

Houhai

消費税率引下げでレジ改修等を支援

中堅、中小企業向け 来年1月から申請受付へ

経済産業省と中小企業庁は9月15日、同日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就労者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されたことを受けて、消費税率の臨時的な引下げに伴うレジシステムの改修支援策を公表した。一定の要件を満たす中堅企業（中小企業を除く）向けと中小企業向けの支援策をそれぞれ措置する。対象期間はいずれも今年9月15日から来年3月（調整中）、申請受付期間は来年1月から同3月（調整中）としている。

このうち、中小企業 前着手制度を措置する。 向けの支援策は「レジ

タル化・AI導入補助金を活用し、従来型のレジからスマートレジの導入やPOSレジ等の改修により、新しい税率に対応できるよう支援を行う。その際、レ

ジの改修等が税率引下げに間に合うように、事業者が9月15日以降、事前に補助対象となるレジの改修等を行い、事後に補助金を申請することができる事

は2500万円、補助率3分の1）について、後日、経産省のホ

平均給与は1.9%増の486万円

7年分民給 統計調査始めて以降、過去最高

国税庁は9月29日、令和7年分民間給与実態統計調査結果を公表した。

1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は、インフレや大企業の好業績を背景として賃上げにより前年比1.9%増、9万円増の486万6000円と5年連続で増加し、統計調査を始めた昭和24年以降、過去最高額だった。しかし、総務省が1月に公表した7年平均の消費者物

価指数（CPI）の前年比は、総合CPIが3.2%の上昇、生鮮食品を除くコアCPIが3.1%の上昇となっており、平均給与1.9%の伸び率から見ても賃金が物価高に追い付いていない状況と言える。

指導で1万1610人が資格を喪失

社会保険料削減ビジネスで調査 新手法を把握、通知も発出

9月14日に開催された厚生労働省の社会保険審議会年金事業管理部会において、いわゆる社会保険料削減ビジネスを行っていると思われる事業所に対する事業所調査の状況（令和8年8月31日時点）が報告された。それに

よると、調査を実施した事業所数は45社で、そのうち、指導により対象者全員の被保険者資格喪失届を提出した事業所が38社（その他は調査継続中）、指導等に対して、こうした事実についても使用関係の実態のない社会保険の適用は認められな

ームページに公募要領を掲載するとしている。

これらに伴い、政府は9月29日、レジシステムの改修支援策に必要な経費781億円を含む令和8年度一般会計の予備費使用を閣議決定した。

平均給与の男女別は、男性は同1.7%増の596万7000円、女性は同2.6%増の341万8000円といずれも過去最高。

また、平均給与を正社員、正社員以外で見ると、正社員が同2.6%増の559万3000円、正社員以外が同1.6%増の209万5000円だった。

事業所規模別に平均給与を見ると、「従業員10人未満」は同1.5%増の397万9000円、「従業員10

平均給与の男女別は、男性は同1.7%増の596万7000円、女性は同2.6%増の341万8000円といずれも過去最高。

また、平均給与を正社員、正社員以外で見ると、正社員が同2.6%増の559万3000円、正社員以外が同1.6%増の209万5000円だった。

事業所規模別に平均給与を見ると、「従業員10人未満」は同1.5%増の397万9000円、「従業員10

平均給与の伸び率1.9%は、前年比2.0%減となっており、これは平均賃与（前年比3000円増の74万9000円）の伸びが鈍化したことが要因

平均給与の伸び率1.9%は、前年比2.0%減となっており、これは平均賃与（前年比3000円増の74万9000円）の伸びが鈍化したことが要因

「手数料を下げる」と回答は1社のみ

ふるさと納税のPS 対応を税制改正で検討へ

総務省は9月11日、今年5月に行ったふるさと納税のポータルサイト（PS）運営事業者に対する手数料の引き下げ要請へのPS事業者からの回答を公表し

て、社会保険料削減ビジネスのような形態で社会保険の適用は認められない旨の通知が出されている。

そして、これらの事業所に対して調査が実施されており、今回の報告と新たな通知の発出となった。

0人から499人」は同0.1%増の476万円、「従業員500人以上」は同1.5%増の557万5000円となっている。

業種別で、平均給与が最も高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」で同2.6%増の854万4000円、次いで「金融業、保険業」が同3.3%増の725万6000円、「情報通信業」が同3.4%増の681万9000円だった。他方、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」で同

「情報通信業」が同3.4%増の681万9000円だった。他方、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」で同

20社から回答があり、基本手数料を下げると回答したのは1社のみだった。

こうした結果について、林芳正総務相（当時）は9月15日の閣議後会見で「大変残念」とした上で、「私としても強い問題意識を持っており、寄附金活用可能額の割合を上げるためにも今後、どのような対応を取るべきか、年末の税制改正に向けて具体的に検討していく」と述べた。

し、報酬が業務の対価として経常的な支払いと認められない場合など、一定の事項に該当する場合、不適切に国保等の適用を免れ、通常よりも低い保険料で健康保険等の被保険者資格を取得している可能性があり、その実態に照らして事業所と常用的使用関係にあるとは言い難いため、原則として、被保険者資格を有さないものとし

て取り扱うとした。業務の対価としての経常的な支払いでは、単に会費等が報酬と同額またはこれを下回っている場合でも、事業所との間に常用的使用関係があるとは認められない可能性があるため、会費等と報酬の関係、労働時間、業務内容など、その就労の実態を総合的に勘案し、個別具体的に丁寧に判断するなどとした。

1.3%減の275万8000円だった。1年を通じて勤務した給与所得者5163万人（同0.5%増）のうち、源泉徴収所得税を納税している者は、定額減税の影響により減少した前年と比べると11.2%増の4175万人で、その割合は同7.8%増の80.9%と増加。また、その税額も同17.0%増の12兆9141億円

で過去最高、納税者の給与総額に占める税額の割合は同0.32%増の5.57%だった。

時）は9月15日の閣議後会見で「大変残念」とした上で、「私としても強い問題意識を持っており、寄附金活用可能額の割合を上げるためにも今後、どのような対応を取るべきか、年末の税制改正に向けて具体的に検討していく」と述べた。

20社から回答があり、基本手数料を下げると回答したのは1社のみだった。

こうした結果について、林芳正総務相（当時）は9月15日の閣議後会見で「大変残念」とした上で、「私としても強い問題意識を持っており、寄附金活用可能額の割合を上げるためにも今後、どのような対応を取るべきか、年末の税制改正に向けて具体的に検討していく」と述べた。

業務の対価としての経常的な支払いでは、単に会費等が報酬と同額またはこれを下回っている場合でも、事業所との間に常用的使用関係があるとは認められない可能性があるため、会費等と報酬の関係、労働時間、業務内容など、その就労の実態を総合的に勘案し、個別具体的に丁寧に判断するなどとした。

業務の対価としての経常的な支払いでは、単に会費等が報酬と同額またはこれを下回っている場合でも、事業所との間に常用的使用関係があるとは認められない可能性があるため、会費等と報酬の関係、労働時間、業務内容など、その就労の実態を総合的に勘案し、個別具体的に丁寧に判断するなどとした。



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンプイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

マルタスカイワーク

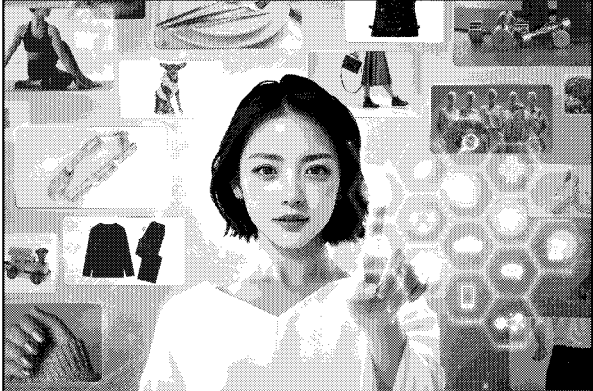
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。



名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島

TOYOSHIMA

ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

続

傍流の正論

税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

108

会計検査院の令和6年報告では、類似業種比準方式及び配当還元方式におけるそれぞれの評価額が著しく低評価になっている旨の指摘はあるが、純資産価額方式については何ら触れられていない。そのことは、純資産価額方式には問題がないようであるが、そうではないはずである。

すなわち、純資産価額方式は、原則として、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び評価差額に対する法人税額等相当額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額によって評価する方法である（評価通達185）。この場合、次のような問題があり、それぞれ次のように改善すべきであると考えられる。

○ まず、「各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額」については、各資産の評価が平等に評価されていない場合がある。例えば、市街化宅地については、路線価方式によって評価され、路線価は、売買実例価額、地価公示価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基にして評定した価額の8割相当額とされている（評価通達14等）。

他方、船舶の評価については、原則として、同じように、売買実例価額、精通者意見価額等を参酌して評価することになっているが、路線価のように「8割評価」という評価の安全性に配慮されていない。この場合、「8割評価」については、公示価格水準で評価すれば、当該宅地の譲渡価額の2／3割が当該路線価を下回るというデータに基づき評価の安全性に配慮したものである（「傍流の正論」167頁参照）が、船舶の評価についてはそのような安全性が配慮されていない。そのため、多量な船舶を所有している会社の株式の実際の譲渡価額が当該株式の評価通達上の評価額を相当下回った事例について、争訟事件が生じている。

評価論⑧ 純資産価額方式

○ 評価通達185は、課税時期における各負債の金額の合計額を控除することになっているが、貸倒引当金、退職給与引当金等の引当金は控除しないことにしている（評価通達186）。しかも、最後まで控除が認められていた退職給与引当金も、法人税法が廃止した平成18年に評価通達もそれに合わせてその控除を認めないことにした。これなどは、法人税法が政策上退職給与引当金を廃止したため、当該法人の企業の財産価値は低下することになるのに、その評価額を引き上げるといふ、評価論からは全く理に合わない措置がとられたことになる。

○ 現行の取扱いで認められている法人税額等相当額の控除は、株主が会社を通じて会社所有の資産を間接的に所有していることの評価上の斟酌であると説明されている。そうであれば、評価差額がない場合（少ない場合）にも、借地権のない貸宅地の例にならって2割評価減の選択を認めるべきであると考えられる。

○ この法人税額等相当額の控除は、現物出資等によって生じた評価差額には適用されないことになっている（評価通達186―29）。このような措置は、いわゆるA社・B社方式（「傍流の正論」163頁参照）を封じるために設けられたものであるが、現物出資等の後、無期限に適用されることになっている。しかし、このような人工的评价差額を永久的に管理するのは、帳簿の保存義務に照らしても無理なことである。さすれば、令和8年度税制改正大綱で提言された「貸付用不動産の評価の適正化」の例にならない、現物出資等から5年の期間制限を設けるべきであると考えられる。

以上のように、会計検査院は、その不備を指摘しなかった純資産価額方式にも、多くの問題を有しているのである。このような問題点については、筆者もかねてから指摘してきたところであるが、会計検査院のような神通力がないため当局には届かないようである。

ともあれ、取引相場のない株式の評価方法の中では、純資産価額方式が当該株式の価値を具現する最も優れた方式であるとも言われている。さすれば、純資産価額方式についても、その内容を常に検討し、よりよい評価方法にしていただきたいものである。

又はこれらの所得の基因となる資産」に係る損失について、これらの所得の金額を限度として必要経費に算入する旨規定しています。つまり、滅失等した資産が、事業用であるか業務用であるかにより、必要経費に算入する損失の金額の取扱いが異なるということです。同法第52条第1項に規定する貸倒引当金にあっては、「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む」と規定していることから、「事業」に限った取扱いであるということが分かります。

「事業」と「業務」を使い分けた規定は、「別段の定め」だけに見受けられるものではありません。売上原価を計算するのに必要な棚卸資産については、「事業所得を生ずべき事業に係る商品」などとされ（所法2①十六、所令3）、その評価方法の選定等が事業所得に限定されています（所法47、所令99～104）。それに対し、「雑所得を生ずべき業務」に係る商品などは棚卸資産に準ずる資産（所令3、81一）とされるものの、事業ではないので評価方法の選定等の規定は直接適用できません。

また、償却費の基礎となる繰延資産は、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務」に関する費用でその効果が支出の日以後1年以上に及ぶものとされるところ（所法2①二十）、その範疇である開業費については、「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう」（所令7①一）と規定しています。つまり、開業準備中に生じた費用（開業費）は、事業に基因していなければ償却費として必要経費に算入することができないということになります。

所得税法は「事業」と「業務」の用語を使い分け必要経費の取扱いに差異も

必要経費を考える

第2章

所得税基本講座

■税理士 日高 大開

25

「事業」と「業務」(1)

昨年10月から今年3月まで24回にわたり連載した本シリーズ（第1章）に引き続き、本号からその続編（第2章）をお届けします。

所得税法第37条第1項及び第2項は、いずれも「別段の定めがあるものを除き」と規定し、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の必要経費の取扱いについて、同条に優先して適用される条項が他にあることを示しています。別段の定めには、家事関連費等の必要経費不算入（所法45）などこれらの所得共通の取扱いがある一方で、その所得固有の取扱いや青色申告の承認を受けたことによる特例的な取扱いが各々規定されています（第4回参照）。そして、それらの条項を通読してみると、「事業」と「業務」という用語がそれぞれ使い分けて用いられていることに気がつくことでしょう。

例えば、建物が滅失等した場合において、所得税法第51条第1項は「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産」に係る損失の金額を必要経費に算入する旨規定しています。他方、同条第4項は「不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され

Kihara

Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

～ なみを超えろ ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏 彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業



井原工業株式会社

代表取締役 井原 伸



三星道路株式会社

代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

裁決事例集

303

裁決のポイント

野球部トレーナー業務は、事業所得ではなく雑所得に該当し、給与所得との損益通算はできないとした事例。

給与所得がある審査請求人が、野球部のトレーナー業務に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるとして、損失の金額を給与所得の金額と損益通算して確定申告をしたところ、原処分庁が、当該業務に係る所得は雑所得に該当し、損失の金額は損益通算することができないなどとして所得税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、原処分等の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、当該業務から生じた所得は事業所得に該当せず、雑所得に該当するとして請求を棄却した（令和7年10月28日付、非公開裁決）。

事案の概要

請求人は、平成24年5月から27年11月までの間、〇〇（本件勤務先に勤務し、本件勤務先の硬式野球部においてコーチ及びトレーニングに係る指導等の業務を行っていた）。

請求人は、勤務先を退職した後、28年1月にトレーニングに係る指導及びハビリ等の業務を開始し、その一環として、△△硬式野球部及び××硬式野球部（各校野球部）に対して同業務を行っていた（各校野球部に対して、請求人が行ったトレーニングに係る指導及びハビリ等の業務を「本件業務」という）。

請求人は、29年11月から令和5年2月までの間、本件勤務先に再度勤務し、本件勤務先の硬式野球部におけるコーチ及びトレーニングに係る指導等を行うは

編集部編

トレーナー業務から生じた所得は、事業所得ではなく雑所得に該当

か、本件業務を行っていた。
請求人は平成28年1月26日、開業日を同月1日、職業をトレーナーとする個人事業の開業届出書を原処分庁に提出した。

請求人は、令和元年分、2年分、3年分及び4年分の所得税等の各確定申告書を法定申告期限までに申告した。なお、各確定申告書の給与所得の収入金額欄には、本件勤務先からの収入金額として、元年分、2年分、3年分、4年分がそれぞれ記載されていた。

各確定申告書に添付された各青色申告決算書（一般用）の主な記載内容は、次の通り。

A 業種はトレーナーであること。

B 各年分の本件業務に係る所得金額が事業所得として記載されており、各年分のすべての年分の事業所得において損失が生じていたこと。

原処分庁は、各年分における本件業務から生じた所得は雑所得に該当するから、本件業務に係る損失の金額を給与所得の金額と損益通算することはできないなどとして、各年分の所得税等の各更正処分などの各賦課決定処分をした。

請求人は各処分を不服として、再調査の請求をしたところ、再調査審理庁は棄却の再調査決定をし、再調査決定を経た後の原処分について審査請求をした。

争点は、各年分における本件業務から生じた所得は、事業所得又は雑所得のいずれに該当するか。

請求人の主張

請求人は、平成28年1月開業届を提出してから現在に至るまでの間、野球部のトレーナー業務を継続しており、本件業務についても有償性、反復継続性及び営利性を有する。ただし、各年分は新型コロナウイルスがまん延していた時期で、本件業務はその性質上、身体の接触を伴うため、業務自体を行うことが困難な状況であったことを特殊な事情として考慮すべきである。

本件勤務先との契約が雇用契約であったとしても、本件業務と本件勤務先の業務の内容は異なるため、本件業務の精神的及び肉体的労力の程度の判定に当たっては、本件勤務先の業務も含めて判断すべきである。

また、請求人は、本件勤務先に再雇用される以前から事業所得を生ずべき業務として本件業務と同様の業務を行っており、その業務内容は本件勤務先での再雇用後も変わっていないから、本件業務から生じた所得の区分も事業所得から雑所得に変わることはない。

よって、トレーニングに係る指導等の業務（本件業務）から生じた所得は事業所得に該当する。

審判所の判断

本件業務は、有償性、一応の反復継続性及び企画遂行性を有していたと認められるものの、連続して相当多額の損失が生じていたにもかかわらず、請求人が本件業務に係る収支を改善するための手段を講じていなかったことから営利性が乏しい。新型コロナウイルスが本件業務の遂行に影響を及ぼした元年分において、すでに多くの損失が生じていることからすれば、新型コロナウイルスにかかわらず、本件業務の営利性は乏しいといえる。また、請求人の勤務先における業務への従事状況と本件業務への従事状況からすると、請求人が本件業務に費やした精神的及び肉体的労力の程度は限定的であったといえる。

加えて、本件業務の損失の補填及び請求人の生計は、勤務先からの給与収入によって賄うことができていたといふべきであり、本件業務からの収入が請求人の生活の資とはなっておらず、本件業務には相当程度の期間を継続して安定した収益を得られる可能性があるともいえない。

したがって、前述の点を総合考慮し社会通念により判断すると、本件業務から生じた所得は事業所得に該当せず、雑所得に該当する。

注目の二冊

相続税贈与税の実務と申告
(令和8年版)

荒川 勝／十見 和真 共編

「相続」そのものの捉え方から、相続税・贈与税に関する基礎知識・実務処理の仕方までを平易に解説。相続税法には「相続」「遺贈」「相続の開始」に関する規定がなく、このために必須な民法や家事事件手続法に關しても詳解。設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利な必讀書。質疑応答には、「配偶者が遺産の分割前に死亡している場合の配偶者の税額軽減」「修正申告について納税猶予が適用される場合」「売買目的で保有する有価証券の評価」「株式の割当てを受ける権利等が発生している場合の価額修正の要否」「被災した構築物の評価」「類似業種比準価額の計算における見積利益金額の具体的な計算方法」などを盛り込む。

教育資金の一括贈与に係る非課税措置の見直しや事業承継税制に係る計画提出期限の延長など、令和8年度の税制改正事項を織り込み改訂。
本書の内容を検索しながら閲覧できる購入者限定のweb閲覧サービス付（令和9年6月30日まで利用可能）。
B5判、1168ページ。定価5280円（税込み）。

お申し込みは、（一財）大蔵財務協会
販売局（TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。



大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社／〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店／愛媛 営業所／徳島・北島
建設所／綾川

DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO.,LTD.

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

国税局
エリア別

ふるさと納税の
寄附額の多い自治体を探る

■ 編集部編

1

令和7年度の全国のふるさと納税受入(寄附)額は1兆3314億円となり、過去最高を更新した。平成20年度の制度開始から18年が経ち、ふるさと納税は寄附文化が根付かないとされてきた日本で、その普及と定着に大きく寄与してきた。

ふるさと納税が拡大した要因としては、寄附者が地域の特産品等を受け取ることができる「返礼品」の存在が大きい。返礼品には一部に批判的な声があるのも確かだ。しかし、独自財源に乏しい地方の自治体が創意工夫によって寄附を集め、地域の活性化や課題解決に取り組む機会を生み出しており、そうした意味ではポジティブに捉えることもできる。

本連載では全国に11ある国税局と沖縄国税事務所の各管内で7年度に最も寄附受入額が多かった市町村を北から順番に取り上げ、人気の理由を紹介していく。

初回は札幌国税局管内で受入額1位だった北海道白糠町。白糠町は北海道の東部、釧路市に隣接する人

昨年4月に「ふるさと納税マニフェスト」を発表

札幌国税局管内 北海道白糠町

口7000人に満たない町。面積の約83%が森林でありながら海に面しており、漁業、農業、酪農が盛んだ。地域資源である食材、特に海産物が返礼品として人気で多くの寄附を集めている。過去3年間のふるさと納税の受入額は5年度が全国4位、6年度が2位、7年度も2位と、全国トップクラスにある。

人気の返礼品をみると、サーモン、いくら、ホタテ、紅鮭が上位を占める。海産物以外では、地元の生乳を使用して製造したチーズや町内の契約農家が栽培した赤シソを使用して造られているしそ焼酎も人気のようだ。

集まった寄附金等を活用し、「子育て応援日本一のまち」を掲げて子育て世代への経済的な支援を充実させている。出産祝い金の支給、新入学児童・生徒入学支援金の支給、保育料の無料化、学校給食費の無料化、18歳までの医療費の無料化を展開し、学校給食費は町内の小中学校・義務教育学校と町内にある白糠高校で給食費が無料となっている。

昨年4月には「ふるさと納税マニフェスト」を発表。ふるさと納税を推進力としたまちづくりの方針を明らかにし、一次産業でDX等を推進して国内の食料自給力向上に貢献することや太陽光発電や地熱発電など再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていくことも打ち出している。

「3月2日(月)の行の末尾にNo.7とありますよね。3月3日と4日は平日だが記載がない。続いて記載のある3月5日(木)の末尾にNo.8とある。見る限りNo.7とNo.8は続いている。いったいこの番号は、何を意味するんです? まずこの点を教えてください」

「無言のまま下を向いた社長の頬の揉み上げから、数滴の汗が落ちていく。『あなた——』見かねた夫人が手元にあるティッシュを箱ごと差し出した。社長と夫人との間に座っている税理士の堀田が受け取ると、社長に渡した。『どうも……』税理士に礼を言いながらも、社長の虚ろな視線はいつしかピアノの上の白いレースに。『何の番号なんです?』」

「川上が念を押して問うたその瞬間、『もうたまらん!』叫んだかと思えば社長はすくっと立ち上がった。『あなた!』夫人の絶叫が重なる。『大きく踏み出した社長に向かい、だめ!』悲痛な夫人の声が飛んだ。『これですわ』」

「ピアノの上の白いレースをめくった社長が、そこに置かれていたノートを手にすると、夫人はか細い声で、『どうして……』と顔を手で覆った。『どうせ税務署の人にはかなわねんだよ。これですよ、これ——』」

「『ええ、あとで拝見します。そのまえに、1つ教えてもらえませんか』川上は、手にしていた社長記載のノートを、応接テーブルに広げた。『この行の末尾に「No.」とあるじゃないですか。これはいったいなんですか』堀田税理士はノートを手にすると、『これ、どういう意味なの、社長?』

「『……』川上が口を開く。『3月2日(月)の行の末尾にNo.7とありますよね。3月3日と4日は平日だが記載がない。続いて記載のある3月5日(木)の末尾にNo.8とある。見る限りNo.7とNo.8は続いている。いったいこの番号は、何を意味するんです? まずこの点を教えてください』」

「無言のまま下を向いた社長の頬の揉み上げから、数滴の汗が落ちていく。『あなた——』見かねた夫人が手元にあるティッシュを箱ごと差し出した。社長と夫人との間に座っている税理士の堀田が受け取ると、社長に渡した。『どうも……』税理士に礼を言いながらも、社長の虚ろな視線はいつしかピアノの上の白いレースに。『何の番号なんです?』」

「川上が念を押して問うたその瞬間、『もうたまらん!』叫んだかと思えば社長はすくっと立ち上がった。『あなた!』夫人の絶叫が重なる。『大きく踏み出した社長に向かい、だめ!』悲痛な夫人の声が飛んだ。『これですわ』」

「『……』川上が口を開く。『3月2日(月)の行の末尾にNo.7とありますよね。3月3日と4日は平日だが記載がない。続いて記載のある3月5日(木)の末尾にNo.8とある。見る限りNo.7とNo.8は続いている。いったいこの番号は、何を意味するんです? まずこの点を教えてください』」

「無言のまま下を向いた社長の頬の揉み上げから、数滴の汗が落ちていく。『あなた——』見かねた夫人が手元にあるティッシュを箱ごと差し出した。社長と夫人との間に座っている税理士の堀田が受け取ると、社長に渡した。『どうも……』税理士に礼を言いながらも、社長の虚ろな視線はいつしかピアノの上の白いレースに。『何の番号なんです?』」

「川上が念を押して問うたその瞬間、『もうたまらん!』叫んだかと思えば社長はすくっと立ち上がった。『あなた!』夫人の絶叫が重なる。『大きく踏み出した社長に向かい、だめ!』悲痛な夫人の声が飛んだ。『これですわ』」

「『……』川上が口を開く。『3月2日(月)の行の末尾にNo.7とありますよね。3月3日と4日は平日だが記載がない。続いて記載のある3月5日(木)の末尾にNo.8とある。見る限りNo.7とNo.8は続いている。いったいこの番号は、何を意味するんです? まずこの点を教えてください』」

「『……』川上が口を開く。『3月2日(月)の行の末尾にNo.7とありますよね。3月3日と4日は平日だが記載がない。続いて記載のある3月5日(木)の末尾にNo.8とある。見る限りNo.7とNo.8は続いている。いったいこの番号は、何を意味するんです? まずこの点を教えてください』」

「無言のまま下を向いた社長の頬の揉み上げから、数滴の汗が落ちていく。『あなた——』見かねた夫人が手元にあるティッシュを箱ごと差し出した。社長と夫人との間に座っている税理士の堀田が受け取ると、社長に渡した。『どうも……』税理士に礼を言いながらも、社長の虚ろな視線はいつしかピアノの上の白いレースに。『何の番号なんです?』」

「川上が念を押して問うたその瞬間、『もうたまらん!』叫んだかと思えば社長はすくっと立ち上がった。『あなた!』夫人の絶叫が重なる。『大きく踏み出した社長に向かい、だめ!』悲痛な夫人の声が飛んだ。『これですわ』」

「『……』川上が口を開く。『3月2日(月)の行の末尾にNo.7とありますよね。3月3日と4日は平日だが記載がない。続いて記載のある3月5日(木)の末尾にNo.8とある。見る限りNo.7とNo.8は続いている。いったいこの番号は、何を意味するんです? まずこの点を教えてください』」

TAX

ナンバー
プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度の法人に対する消費税の調査件数のうち、何らかの非違があった割合になります。

答え= . %

ナンプレの予想難易度：6

				2	4		9	
	9		1			4	6	
6			9	5	8		3	
	1	3				5		C
4				B				3
A		9				2	4	
	7		2	4	6			8
	4	6			9		7	
	5		3	7				

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月11日(日)

前回の答え 万件

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23

tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707



赤坂 陽一(71)札幌市。全国納税貯蓄組合連合会理事。札幌地区納税貯蓄組合連合会会長。



池田 一義(69)東京都江東区。(公財)全国法人会総連合副会長。(公社)浦和法人会会長。



戸谷 清一(78)埼玉県県北市。埼玉県納税貯蓄組合総連合副会長。



関根金一郎(68)千葉県船橋市。全国間税会総連合会理事。元船橋間税会会長。



新倉 裕(73)相模原市。(公財)全国法人会総連合理事。(公社)相模原法人会会長。



三田 茂(79)東京都足立区。(公社)東京市。東海青色申告会連合会常任理事。(公社)静岡青色申告会連合会副会長。



飯塚 真章(81)静岡県。東海青色申告会連合会常任理事。(公社)静岡青色申告会会長。



丹羽 豊(83)名古屋市。東海納税貯蓄組合連合会監事。名古屋北納税貯蓄組合連合会会長。



篠原 準治(87)大阪府吹田市。吹田納税貯蓄組合連合会副会長。(公社)吹田納税協会の理事。



山中 英雄(72)鳥取市。(公財)全国法人会総連合理事。(公社)鳥取市。東海納税貯蓄組合連合会常任理事。都税会会長。



石原 学(88)宮崎県都城市。南九州間税会連合会常任理事。都城間税会会長。



佐藤 晃一(67)北海道小樽市。(公財)全国法人会総連合常任理事。(公社)小樽法人会会長。



板橋 信行(65)栃木県足利市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)足利法人会会長。



中川喜久治(72)茨城県土浦市。全国納税貯蓄組合連合会副会長。茨城県納税貯蓄組合連合会会長。



高野吉太郎(74)東京都新宿区。(公財)全国法人会総連合常任理事。(公社)新宿法人会会長。



橋本 良子(81)東京都目黒区。(公社)全国青色申告会総連合副会長。



上田 祐広(65)福井市。全国間税会総連合会常任理事。福井間税会会長。



伊藤 歳恭(73)三重県四日市市。(公財)全国法人会総連合理事。(公社)津法人会会長。



山内 勝己(79)浜松市。全国納税貯蓄組合連合会理事。浜松西納税貯蓄組合連合会会長。



長谷川 栄男(70)神戸市。(公社)須磨納税協会の会長。須磨納税貯蓄組合連合会副会長。



青木 陽一(67)高知市。(公社)全国青色申告会総連合理事。高知青色申告会会長。



竹下 英(75)熊本県。(公財)全国法人会総連合副会長。(公社)熊本法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



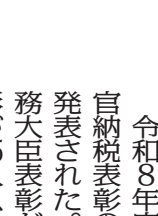
村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



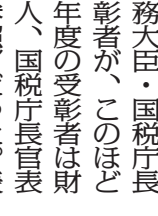
金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。

50人に財務大臣表彰

8年度の納税表彰を発表

令和8年度財務大臣・国税庁長官納税表彰の表彰者が、このほど発表された。今年度の表彰者は財務大臣表彰が50人、国税庁長官表彰が85人(4面参照)だった。表彰式は10月21日、東京都港区の明治記念館で開催される。表彰者は次の通り(敬称略)。



赤坂 陽一(71)福島県郡山市。東北六県法人会連合会理事。(公社)郡山法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。



金子 重雄(75)栃木県佐野市。関東信越法人会連絡協議会理事。(公社)佐野法人会会長。



村井 順一(71)北海道釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。

【租税教育の推進を通じて納税道義の高揚に功績のあった】藤田 清司(72)和歌山県紀の川市。